

せ い か つ ほ ご  
生活保護のしおり

〒520-3288

しがけんこなんしちゅうおういっちょうめ ほんち  
滋賀県湖南市中央一丁目1番地

こなんしふくしじむしょ  
湖南市福祉事務所

ふくしせいさくか ほごがかり  
福祉政策課 保護係

Tel 0748-71-2327

Fax 0748-72-3788

令和7年1月改訂

## も く じ

|                                                                     |    |
|---------------------------------------------------------------------|----|
| ■ はじめに .....                                                        | 3  |
| ■ 生活保護 <sup>せいかつ ほ ぐ</sup> とは .....                                 | 3  |
| ■ 生活保護 <sup>せいかつ ほ ぐ</sup> を受けたいときは .....                           | 4  |
| ■ 生活保護 <sup>せいかつ ほ ぐ</sup> のしくみ .....                               | 4  |
| ■ 保護受給 <sup>ほ ぐ じゅきゅうちゅう</sup> 中の特別な出費 <sup>とくべつ しゅつぴ</sup> は ..... | 6  |
| ■ 保護費 <sup>ほ ぐ ひ</sup> の受け取り方 <sup>う と かた</sup> .....               | 6  |
| ■ 守 <sup>まも</sup> っていただくこと .....                                    | 7  |
| ■ こんなときは保護費 <sup>ほ ぐ ひ</sup> の返還 <sup>へんかん</sup> を .....            | 8  |
| ■ こんなときはすぐ連絡 <sup>れんらく</sup> （届出 <sup>とどけで</sup> ）を .....           | 8  |
| ■ 病院受診 <sup>びょういんじゆしん</sup> の方法 <sup>ほうほう</sup> は .....             | 10 |
| ■ 保護 <sup>ほ ぐ</sup> のしくみQ & A .....                                 | 11 |

## はじめに

この「しおり」は、生活保護を受けている方に、保護の趣旨をよく理解していただけるように、保護制度のあらましや、生活保護法を、わかりやすくまとめたものです。

なにかご相談いただくときの手引きとして、ご活用ください。

\*秘密は厳守されます。

## 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念を具体化した生活保護法に基づくもので、国民の基本的権利のひとつ、「生存権」を保障する国の制度です。

わたしたちは、だれでも、病気になったり、仕事を失ったり、その他いろいろな事情で生活が苦しくなり、努力しても、どうにもならないときがあります。

そんなとき、あなたの世帯の生活を援助し、あなたが、再び自立できるようにお手伝いするのが、この制度です。

## 生活保護を受けたいときは

### <申請>

生活保護を受けるには、原則として本人が扶養義務者や同居の親族からの申請が必要です。ただし、急迫した状態にある場合は申請がなくても必要な保護を行うことがあります。



### <調査>

申請をされると、担当ケースワーカーが家庭訪問による生活状況などの聞き取りをします。収入や資産、扶養義務者（特別な事情がある場合は考慮します）、その他に使える制度についても関係機関へ調査をします。



### <決定>

調査の結果などにより生活保護が受けられるか福祉事務所で審査し、原則として14日以内に決定します。決定が遅いときや内容が不明なときなどは担当ケースワーカーに相談してください。

決定の内容に不服がある場合は、滋賀県知事に対して審査請求することができます。

## 生活保護のしくみ

国の定める基準（保護基準）によって計算された世帯の最低生活費と、あなたの世帯の収入とを比べて、収入が少ない場合、その差額分が保護費として支給されます。

例

| さいていせいかつひ<br>最低生活費                             |                         |
|------------------------------------------------|-------------------------|
| せたい しゅうにゅう<br>世帯の収入<br>（就労収入・年金・手当など）<br>【4万円】 | まんえん<br>【10万円】          |
|                                                | ふそく<br>不足する生活費<br>【6万円】 |

＜保護基準＞ ねんれい せたい にんすう 年齢や世帯の人数などによってきんがく さだ 金額が定められています。

＜最低生活費＞ さいていせいかつひ せいかつ ほ こ つぎ 生活保護には次のような種類の扶助があり、その世帯の生活に必要な各扶助費を足し合わせたものです。

- ・ せいかつ ふじょ いしよく にちじょう ひよう 生活扶助：衣食など日常のくらしの費用
- ・ じゅうたく ふじょ やちん ちだい せたいじんいん じょうげん 住宅扶助：家賃・地代（世帯人員により上限あり）
- ・ きょういく ふじょ ぎ む きょういく ひつよう がくようひんだい きゅうしょくひ 教育扶助：義務教育に必要な学用品代、給食費など
- ・ いりよう ふじょ いりようきかん ひよう けんこうほけん てきようはんい 医療扶助：医療機関にかかる費用（健康保険の適用範囲）  
〔診察、投薬、訪問看護など〕  
ちりょうざいりよう  
〔治療材料・・・メガネ、コルセットなど〕
- ・ かいご ふじょ かいごほけん う じ こ ふたんひよう 介護扶助：介護保険のサービスを受けるための自己負担費用
- ・ そ の 他 た りんじてき 臨時的なもの
  - （しゅっさん ふじょ しゅっさん じ ぶんべんひ 出産扶助） 出産時の分娩費など
  - （せいぎょう ふじょ こうこう じゅぎょうりよう つうがく ひつよう ひよう 生業扶助） 高校の授業料や通学するために必要な費用  
しかくしゅとく ひよう 資格取得のための費用
  - （そうさい ふじょ しごと ちよくせつひつよう いふく ひよう 葬祭扶助） 仕事につくために直接必要な衣服などの費用  
かそう ひよう ふようぎむしゃ 火葬などの費用（扶養義務者がいないときなど）

※ 〈しんがく しゅうろうじゅんびきゅうふきん せいかつ ほ こ せたい そく 進学・就労準備給付金〉 さい こ こうとうがっこうとう 生活保護世帯に属する18歳の子が高等学校等を  
そつぎょうご ただ だいがくとう しんがく あんてい しょくぎょうとう つ など てんきよ もの  
卒業後、直ちに大学等へ進学又は安定した職業等に就くとき等（転居する者  
は 30 万円、その他の者を 10 万円）

※ 〈しゅうろうじりつきゅうふきん せいかつ ほ こ かいしご しゅうろう じぎょうかいし しゅうにゅう 就労自立給付金〉 生活保護開始後、就労や事業開始などの収入によっ  
て 6 か月以上生活保護の支援を要しないと見込まれ、保護の廃止決定をする  
とき

がいとう ばあい しんせい ひつよう たんとう そうだん  
該当する場合は申請が必要です。担当のケースワーカーに相談してください。

## 保護受給中の特別な出費は

毎月の定まった保護費ではまかなえない下記のような特別な出費については、「一時扶助」が支給できる場合があります。

ただし、支給対象となる要件や限度額がありますので、担当ケースワーカーに相談してください。

必要な費用を証明できる書類（見積書・請求書・契約書・主治医の意見書など）が必要です。

自分で先に支払いをしてしまうと支給できない場合があります。

### <一時扶助の例>

1. 入院時にパジャマなどがいないときの費用
2. ねたきりの人などがいるため、おむつを必要とする場合の費用
3. 保護を初めて受けるとき、衣類・布団・食器・家具・冷暖房機がないかまたは使用できないときの費用
4. アパートの契約更新料、やむを得ない場合の転居費用（上限額あり）
5. 小・中学校・高校入学時の準備金
6. 交通費（通院や継続的な精神科デイケア・断酒会等に参加するときなど）

## 保護費の受け取り方

保護費は、基本的には、本人（世帯主）の金融機関口座に毎月5日（土・日曜日、祝祭日の場合はその前日）に振り込まれます。ただし、事情によっては、窓口での支給となる場合もあります。

なお、支給される保護費の額は、「生活保護決定（変更）通知書」を送付してお知らせします（前月分と変更がなく同額の場合は通知書を送付しません）。

### まも 守っていただくこと

1. 世帯の中で働ける人は、能力に応じて働いて収入を得られるよう努めてください。（就労支援員、チャンスワークコなんを利用したの求職活動をしていただけます。）
2. 病気の方は、医師の指示に従い、一日も早く治すように努力してください。  
必要な受診はきちんと行ってください。
3. 節約を心がけ、生活の維持・向上に努めてください。
4. 日常生活に必要なない財産や資産があれば、処分し生活費にあててください。
5. 親・子・兄弟姉妹などから、可能な場合は援助を受けてください。
6. 年金・恩給・手当・健康保険など、他の法律や制度により、給付を受けることができる人は、必ず申請して給付を受けてください。さかのぼって給付を受けられた場合は、返還対象となります。福祉事務所の指導指示を守っていただき、協力をお願いします。
7. 自動車（軽自動車も）の所有・使用は原則出来ません。国が認める要件に該当するときは保有が認められる場合もありますが、事務所の判断が必要であるため、必ず事前にご相談ください。事務所が容認していない人が車の所有・使用をしていたときは厳正な指導を行います。

担当ケースワーカーとの相談のなかで、生活を向上させるための「指導」や「指示」を受けたときは、協力してください。「指導」や「指示」に従っていただけないときは、所定の手続きを経た後に、やむをえず生活保護の支援を停止または廃止することがあります。

## こんなときは保護費の返還を

### 1. 資力がありながら保護を受けたとき

急迫した事情のため、本来資力（例：保険解約金・預貯金・未受給の年金）があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給した保護費を後から返還していただきます。

また、財産や資産があるがすぐに処分できない場合や交通事故による補償金等が後日給付された場合などと同じです。

### 2. 不正な方法で保護を受けたとき

保護を受けている方には、収入やその他のことについて届け出の義務がありますが、収入があるにもかかわらず、収入の届け出（申告）をしなかったり、虚偽の届け出をするなど、不正な方法で保護を受けたときは、それまでに受けた保護費を返還していただきます。

悪質と思われるときは警察に相談することもあります。

## こんなときはすぐに連絡（届出）を

### 1. 毎月収入申告を

収入や物資の援助のあるなしに関わらず、毎月必ず収入申告書を提出してください。

① 給料、ボーナス、年末調整の還付金などの一時金、傷病手当金、雇用保険金（失業給付金）、労働災害補償金、退職金などをもらったとき

② 恩給、年金、手当、仕送りなどを初めてもらったときや、金額が変わったとき

③ 臨時の収入があったとき（離婚や交通事故の慰謝料、保険金など）

収入申告を適正に行うことによって、控除（収入としてみない扱い）  
できることがあります。

＊基礎控除（収入に応じた一定額）

＊20歳未満控除（11,600円）

＊その他の必要経費（社会保険料、通勤交通費など）

（例）就労収入50,000円－基礎控除18,400円－20歳未満控除11,600円  
＝収入認定額20,000円

◎収入を証明する書類（給与明細書、年金の通知書など）を付けてください。

高校生等のアルバイトについても同様です。必ず申告してください。

＊修学旅行や大学進学、運転免許取得などの自立のための控除ができる場合がありますのでご相談ください。

2. 仕事を始めたり、変わったり、やめたりするとき

3. 住所、家賃、地代が変わったとき

4. 世帯員が増えたり、減ったりしたとき

5. 入院や退院をしたとき、また入院先を変えたとき

※入院期間が1か月を超えると生活扶助費が減額になります

（例）単身世帯 68,430円 → 23,110円（入院の翌月から変更）

6. 交通事故などにあつたとき

7. 健康保険証（社会保険等）が使えるようになったとき、使えなくなったとき

8. 高校に入学や卒業したとき、また、休学・中途退学したとき

9. その他、生活状況が変わったとき

## 病院の受診方法は

保護を受けると保険適用の医療費は10割が保護費での支給となるため、国民健康保険証・後期高齢者保険証・限度額認定証・福祉医療受給券などが使えなくなります。市役所保険年金課の窓口で返却の手続きをしてください。

これからは、病院へ行く前に、福祉事務所で「保護変更申請書（傷病届）」（青色の用紙）を記入してください。1か月につき医療機関ごと（薬局は除く）に必要です。

社会保険の健康保険証は引き続き使えますので、「保護変更申請書（傷病届）」と「健康保険証」を医療機関に見せてください。7割は社会保険から、自己負担分にあたる3割分が保護費から支給されます。

人工透析等の治療を受けている方は、他法優先のため、その費用については自立支援医療（更生医療）費から10割支給されます。手続きの方法についてはご相談ください。また、精神的な病気で受診されている方も、自立支援医療（精神通院）費から全額支給されます。難病の医療費助成対象者についても同様です。申請について、指導に従いご協力ください。

\* 必ず生活保護法で指定された病院や医院で受診してください。

\* 同じ病気で二つ以上の医療機関を受診したり、必要以上に頻繁に受診することは認められません。

\* 通院にかかる交通費が支給される場合があります。事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

## 保護のしくみQ & A

Q1：保護を受けた場合に税金などが免除されると聞きましたが、どのようなものがありますか？

A：次のようなものについて、減免や免除を受けることができます。なお、所定の手続きが必要ですので、担当ケースワーカーに申し出てください。

・NHK受信料    ・固定資産税    ・市県民税    ・国民年金保険料    ・保育料

Q2：高い家賃のアパートに住んでいると、保護を受けられないのですか？

A：家賃には、世帯の人数により限度額が定められています。

＊保護開始時に限度額を超えた高い家賃のアパート等に住んでいるときは、なるべく早い時期に安い家賃のところに移ってもらうことが必要です。

＊何らかの事情で住まいを変わるときも、限度額内の家賃のところを探していただくこととなります。限度額を超える家賃のアパート等への引っ越しは認められませんのでご注意ください。

Q3：年金がもらえると聞いたので請求したら、3年前にさかのぼってもらえることとなりました。一度にたくさんのお金が入ってきますが、保護はどうなりますか？

A：年金や恩給をさかのぼってもらったときは、「年金の受給資格ができた日」以降の保護費に対する返還金として、原則としてこれまで市が支給した保護費を上限に、福祉事務所に返してもらわなければなりません。  
ただし、「家の修理費」「子の就学費」「どうしても必要な生活用品の購入費」などに使うときは、その分返還額から控除できる場合がありますので、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。

Q4：一時的にお金が必要になり、どこかで借りたいと思いますが、借りた場合、保護はどうなりますか？

A：保護受給中は、原則として借金をしてはいけないこととなっています。

もし、借金をされた場合（年金担保融資も含む）は、収入とみなされ、保護が停止・廃止となったり、保護費が減らされたりしますので注意してください。

ただし、子どもの修学資金・結婚資金・住宅改修資金など（世帯更生資金・母子福祉資金など）は例外として借りることを認められる場合がありますので、担当ケースワーカーに相談してください。

Q5：高校を出て就職し、社員寮に入っていた長男が、寮を出て家から通勤することになりました。本人は自分は生活保護費はいらないと言っていますが、このような場合はどうなりますか？

A：保護は、世帯（ひとつ屋根の下で共に暮らしている家族）を一つの単位として考えます。

したがって、世帯の人数が増えたり減ったりしたときは、必ず届け出てください。

この場合、長男の収入で世帯の最低生活費を超える場合は、保護は廃止となります。また、最低生活費を超えない場合は、長男の収入は世帯全体の収入とみなして、その分に見合う保護費が減ることとなります。

ただし、働いて得た収入については、金額に応じた控除などがありますので、手取の金額全部を収入とみることはありません。

Q6：交通事故にあって入院しましたが、医療費はどうなりますか？また、加害者から示談の相談がありました。示談金をもらった場合、生活保護はどうなりますか？

A：交通事故にあった場合、すぐに担当ケースワーカーに連絡してください。

医療費は、入院・通院とも加害者あるいは加害者の加入している自動車  
保険で支払われるのが原則です。

「休業補償」「慰謝料」などの損害賠償金をもらったときは、福祉事務所  
に必ず連絡してください。

損害賠償金は、事故の日から損害賠償金を受けとった日までの間に支給  
した保護費への返還金として、福祉事務所に返していただくこととなります。

ただし、必要な用途への使用は、認められる場合がありますので、必ず事  
前に担当ケースワーカーに相談してください。

Q7：保護を受けていると、車を持ったり、借りて乗ったりしてはいけないの  
ですか？

A：保護を受けた場合は、車（自家用自動車、総排気量125CCを超えるオー  
トバイ）の所有や購入の他、借りて乗ることも禁じられています。これに  
反すると、保護が停止・廃止されることがあるので注意してください。（125  
CC以下の原動機付自転車は別の要件がありますので担当ケースワーカー  
に相談してください）

保護開始のときに車を持っている方は、できるだけ早く、その車を売り、  
収入を福祉事務所に返還していただくこととなります。

\*ただし、車を持ったり借りたりすることが例外的に認められる次のような  
場合がありますので、担当ケースワーカーに相談してください。

イ. 自営業などの事業のためにどうしても必要で、おおむね半年で自立が  
見込まれる場合

ロ. 障がい者の通勤、通院、通学にどうしても必要なとき

ハ. 公共交通機関の利用がむずかしく、通勤にどうしても必要なとき

二. 総排気量 125 cc以下のオートバイ及び原動機付自転車保有の条件  
を満たしたとき

※それぞれ、認められる条件が細かく決められていますので注意してください。

Q8：別の住所に住んでいる娘に生命保険をかけてもらっていましたが、私が入院して生命保険から「入院給付金」をもらえることとなりました。

この「入院給付金」は、生活保護上どのような取扱いになりますか？

A：生命保険の「入院給付金」は、その生命保険の掛金を支払う人（契約者）が誰であっても、受取人が受け取ることとなっています。

したがって、あなたが受取人になっていれば、その「入院給付金」は、収入として福祉事務所に届け出ていただくことが必要です。

Q9：法28条による「検診命令」とはどんなものですか？

A：「病気で働けない」ことを理由に保護を受けている場合で、医療機関への受診が少ないときや、病状がはっきりしないときに、病状や働ける能力の有無を確認するために、福祉事務所长名で検診命令を出すことがあります。この検診命令に従わない場合は、保護の停止・廃止となる場合がありますので、必ず受診してください。

Q10：小・中学校の修学旅行の費用は、生活保護で出ますか？

A：保護では出ませんが、「就学奨励」の制度の中で、保護家庭の児童・生徒には修学旅行の実費が支給されます。

在学の小・中学校か教育委員会教育支援課へお問い合わせください。

Q11：子どもが夜に急に熱を出しました。「保護変更申請書（傷病届）」なしで、緊急で医療機関を受診することはできますか？

A. 夜間、土・日・祝日や急病などで「保護変更申請書（傷病届）」なしで受診するときは、一番新しい「保護開始（変更）決定通知書」を医療機関に提示してください。

なお、このような場合は、平日（8時30分から17時15分まで）に担当ケースワーカーに連絡してください。

費用支払いの保留ではなく、実費を医療機関に求められることがありますので、医療機関の指示に従ってお支払いください。支払った場合は、後日、医療機関へ領収書および「保護変更申請書（傷病届）」を提出し返金を受けてください。

生活保護制度では、援助を受ける世帯の状況により対応できることが異なります。

困りごとや、わからないことがある場合は、担当ケースワーカーへ連絡、ご相談ください。